

下田歌子関係書簡翻刻（一）

——長崎省吾——

下田歌子は、宮中奉仕時代から、宮中に関わる政府高官をはじめとする様々な人々との交流の中で信頼関係を築き、宮中を辞した後も、知遇を得た人々の協力により女子教育の道を切り拓くこととなった。その人脈はさらに広がり、個々の関係性を明らかにすることは容易ではないが、現存する関係書簡を読み解くことは、それぞれの人物との関わりを繙くうえで欠かせない作業といえよう。

これまでもすでに本学図書館データベースや、関係する人物の関係文書集などで、翻字が公開されている書簡は

宮	高	加	愛
木	瀬	藤	甲
孝	真	靖	晴
子	理	子	美

多数あるが、未だなされていない書簡も多く存在する。下田研究のワーキンググループ（愛甲・加藤・高瀬・宮木）では、この未翻字の書簡に着目し、これらの書簡の翻字を進めている。

本稿はその初回として、宮内省に奉職し、アメリカ、イギリスでの知見をもって外交面の裏方としての重責を担い、下田とも交流があった長崎省吾に関係する書簡を取り上げる。

長崎省吾(嘉永五年(一八五二)¹)、昭和十二年(一九三七)は、薩摩藩士長崎作右衛門の六男として生まれ、幼少より水本成美に漢学を学び、後に水本に従って昌平黌に学んだ²。外務省に奉職して、アメリカで政治学・国際政治学を学び³、その後明治九年にはイギリス公使館附書記二等見習の辞令を受けている。イギリスにおいて「公使館勤務の傍ら皇室制度の研究や国際儀礼、社交の研究に従事⁵」し、その成果は明治十九年『英都交際一斑』としてまとめられている。明治十三年帰国し、宮内省御用掛兼式部寮御用掛に任じられる⁶。その後宮内省権少書記官、式部官、宮内大臣秘書官、調度局長(後調度頭)等を歴任した。

下田との関係は『下田歌子先生傳』(以下『先生傳』)にも記されている⁷。欧米教育視察の名目で明治二十六年九月に渡欧した下田が、当初の予定で一年間としていた滞留期間の延長を切望した際、小松宮依仁親王の渡英に供奉していた長崎省吾が翌二十七年九月に帰朝し、イギリスでの下田の実績を宮内省関係者に説き、「長崎氏のこの主張と推挽は、そのまま活かした裏書きとして、省内の空気を頓に好転させることに役立った」とされる。

長崎は明治二十六年八月より小松宮依仁親王の欧米視察に宮内大臣秘書官兼式部官小松宮家令として随行していた。長崎によるその間の記録である『欧米巡回日誌』明治

二十七年六月二十日には「下田歌子女史来訪今般女子欧米来遊二関スル目的等二付談話シ又現今将来二對シ女史力懐抱スル意見ト希望トヲ聞キタリ」と記されており⁸、長崎書簡には「御方様より延期願ノ理由并小生親ク目撃ノ次第等ハ、夫々へ委曲陳述仕置候二付」(長崎書簡2)とあるように、この延長や滞在費用について長崎が関係者に対しても働きかけたことが確認でき、『先生傳』の記述を裏付ける。「先ズ龍動ニ於テ御依囑ノ件は一ト通終結仕候事と奉存候」(長崎書簡3)と、結果的に二十八年八月までの延長が実現した背景には、現地での下田の実状と視察の意義を理解し後押しした長崎の働きが大きく作用したことは想像に難くない。

また、今回の書簡を調査する過程で、下田と長崎の間が、遅くとも華族女学校の永田町移転の際に官舎を借用した明治二十二年に遡れることも確認できた(下田書簡1)。下田が渡欧する以前から華族女学校学監の立場で、官舎移転や学校規則改定の手続き(下田書簡2)などの事務連絡が、宮内省の事務官であった長崎との間で交わされていたということであろう。

下田が帰国後華族女学校学監へ復職した後はさらに公私にわたった内容が見られ、華族女学校教授に関する人事(下田書簡4、5、10)、下田自身の俸給(下田書簡6)や

昇進（下田書簡5）についての報告や相談に加え、下田の弟平尾錦蔵らが関係した詐欺事件に関する事柄なども認められる（下田書簡7、8）。華族女学校学監という立場にある下田が、身内の不祥事により困難な状況におかれたことを知る資料としても興味深い（下田書簡8）。

また、皇太子妃の教育について清岡伏見宮別当から相談があった際には、「これハ将来の為極めて御大切の御事と存上候ま、何卒御前様に篤とご相談申上、御高察をも伺ひ候上ニて判然の御返事意見も申上度と存」と、長崎に意見を求めるなど、下田の長崎への信頼感の強さが推し量られる（下田書簡16）。

その他、年代は不明ながら、宮中や青山御殿への参内の際着用する服装について、下田は服の裾の長短について、どちらの服がこの場合、適切かを式部官の長崎に尋ねている。そこからは、当時まだ定着していなかった洋装での宮廷衣装に対する、下田の戸惑いや細やかな配慮が垣間見える（下田書簡17）。無鉛白粉献上に関する内容からは、社会問題ともなったとされる白粉による鉛中毒について「医学及び教育社会の一問題と相成、是非鉛毒を厳禁致さねば相成らずと騒ぎ居る」と世間で問題となったことを裏付ける（下田書簡20）。

下田は欧米から帰国後の明治二十九年五月に明治天皇の第六皇女常宮昌子内親王・第七皇女周宮房子内親王の御用掛を拝命しているが、御用掛拝命後、直ちに品川の高輪御殿御学問所で二人の内親王への出講を開始し、明治四十二年三月まで続けられた。長崎もまた辞令によれば翌三十年十二月より常宮周宮御用掛を仰付かっており、明治四十一年の竹田宮恒久王と常宮内親王の婚儀御用掛、翌年の北白川宮成久王と周宮内親王の婚儀に際しては、北白川宮御用掛、周宮御用残務取扱などを務めており、下田と長崎は両内親王との関わりにおいても深いつながりを持っていたと考えられる。

長崎は四人の娘を華族女学校（後に学習院女学部）に通わせており、私的にも生徒の保護者としての関わりを持っていた。長年にわたる交流の中で、下田の教育理念を理解し、その実現に助力し、共に宮中を支えた人物として下田と長崎との関係は注目に値するものであり、本稿で紹介する書簡により、その一端を明らかにできれば幸いである。

（解説・愛甲晴美）

（1）国立国会図書館憲政資料室所蔵『長崎省吾関係文書』（以下『長崎省吾関係文書』）資料番号五〇九（以下番号のみ記載）。

(2) 佐々木隆「長崎省吾関係文書(その1)―「省吾雜記」上―

『聖心女子大学論叢』第六十六集 一九八五年 六十九頁

(3) 『近現代日本人物史料情報辞典 四』吉川弘文館 二〇一一年 一九二頁参照

(4) 前掲『長崎省吾関係文書』四三三―一

(5) 注(2)七〇頁

(6) 前掲『長崎省吾関係文書』四四三―八、九

(7) 『下田歌子先生傳』故下田校長先生傳記編纂所 一九四三年 二四八、二四九頁

(8) 前掲『長崎省吾関係文書』三五一―七七(欧米巡回日誌

明治二十六年八月四日～二十七年九月二十六日)「欧米巡

向日誌 第拾七 自明治廿七年六月十二日 至七月七日」

コマ四、五。

凡例

一、本稿は、『長崎省吾関係文書』のうち、第二次受入分「書簡篇」に属する下田歌子書簡長崎省吾宛(以下下田書簡)二十三通(五三一九)および、実践女子大学・実践女子大学短期大学部図書館所蔵の長崎省吾書簡下田歌子宛(以下長崎書簡)五通を対象とした。

一、書簡は差出人別に項目を立て、所蔵先を括弧内に記した。

一、差出人内の書簡は、国立国会図書館憲政資料室所蔵書簡については年月日順とし、続けて年不詳のものを月日順に配し

た。実践女子大学・実践女子大学短期大学部図書館所蔵書簡は年月日順とし、出納番号を括弧内に記した。

一、差出人内の書簡には、算用数字で通し番号を付し、差出年月日を見出しとした。

一、差出年には和暦を用いた。不明なものは年不詳とした。

一、必要な場合は編者注を付けた。

一、本文中の旧字は可能な限り原文通りとした。ただし、原文表記が難しい場合は常用漢字を使用した。

一、カタカナ記載はそのままとし、変体仮名はひらがなに直した。但し、方はそのままとした。

一、本文には適宜句読点を付し、闕字、平出は詰めた。

一、本文中、意味不明の箇所には(ママ)と行間に付した。

一、虫損・破損などのため判読不明の箇所は□で示した。字数が分かる場合は字数分を□で示した。判読が不確実な文字は□で囲った。

下田歌子書簡 長崎省吾宛 (国立国会図書館憲政資料室所蔵)

1 明治二十二年八月十七日

御繁忙之所御書戴き恐入何も敬承致し候、官舎拝借の事に¹⁾

て大臣閣下にも御配慮被下候よし、定めて閣下にも種々御厚配被下候事と御礼厚く申上候、就而は永田町某氏邸拝借³の事ニ御決定相成候ニ付右²面御廻し被下候よし、是又有難く存上候、乍憚御礼宜敷御序に大臣閣下へ御申入の程希ひ上奉り候、時下折角御加養の程折り入候、いつも乍御無音のミ御海容被下候、先ハ早々貴晤、かしこ

八月十七日

下田歌子拝

長崎秘書官殿 拝復

〔封筒表〕

「長崎秘書官殿 拝復

」

〔封筒裏〕

「下田歌子拝

下田（朱印） 八月十七日

」

(1) 明治二十二年七月六日、華族女学校は四谷区尾張町の皇室

付属地より麹町区永田町新校舎に移転した。これに伴い、

同年九月四日、下田も永田町官舎に移転した。宮内庁宮内

公文書館所蔵「土地建物録 明治二十二年」によれば、同

年九月六日付で、内匠寮から学監官舎として林海軍少将旧

宅の引渡しを受けている。したがって、書簡は明治二十二年と思われる。愛甲晴美「実践女子大学図書館蔵 下田歌子自筆日記について(二) 明治二十二年の概要」『下田歌子研究所年報 女性と文化』第二号、学校法人実践女子学園 下田歌子研究所 二〇一六年参照。

(2) 土方久元宮内大臣(在職期間：明治二十年十月二十五日～同三十一年二月九日、官報 第二二九九号(明治二十一年十月二十六日)、第四三七九号(明治三十一年二月九日)による)。

土方久元 文政十二年(一八二九)～大正七年(一九一八)旧土佐藩主、維新後新政府に出仕。明治四年に太政官、のち内務・宮内少輔を経て内務大輔・内閣書記官長・元老院議員・宮内顧問官・農商務大臣・宮内大臣・枢密院顧問官などの要職を歴任した。

(3) 永田町某氏邸は、日清戦争の功で男爵を叙爵し、安保と改姓した林海軍少将(林清康)の旧宅をさす。

2 明治二十四年九月十日

舌代

前畧御ゆるし被下度候。さてハ学校時間割の件にて少々さし上るべき事出来、これ出来ず候てハ御時間の事等に不

都合を生じ候間、相濟ませ候て伺ひ度。甚だ御多忙中恐縮ながら五時頃ニ相成ても御さしつかへ無之や。但し若し御さしくり御むつかしくバ、無據一寸中途ニ致しても参上仕度と存居候。右取急ぎ御願ひ申上試ミ候ま、御口上早々御返事希上候、かしこ

九月十日

下田歌子拜

長崎様 御もと

(封筒表)

「長崎省吾様 御親展 至急」

(封筒裏)

「 \times

九月十日午後

下田歌子(鉛筆書き)
下田歌子拜

(1) (女子学習院『女子学習院五十年史』昭和十年、二二六頁)によると、規則(明治十八年九月五日達示)の授業時間を含む改定は明治二十二年八月一日、明治二十四年九月、明治二十六年八月のため、書簡の差出年は明治二十四年と推測される。

3 明治二十五年二月二日^①

過刻一寸書状を以て相願ひ上候所、既に御退出後のよし故、明日書面さし上可申承細ハ、書記平岩扶佐^②吉なる者へ相托し候間、何時にても学校迄御申遣ハし、同人御呼よせにて御示揮被下候やう一重ニ希ひ上候。何も取急ぎ、匆々かしこ

二月二日夕

下田歌子拜

長崎様 御まへに

(封筒表)

「麹町区一番町四番地

長崎省吾様 御まへに」

(封筒裏)

「 \times 二月二日夕 永田町 下田歌子拜」

(1) 消印による。

(2) 華族女学校雇書記(明治十八年九月～同十九年二月)同書記(明治十九年二月～同三十九年四月)、(前掲『女子学習院五十年史』旧職員名簿(以下名簿)三八頁、四四頁)。

4 明治二十八年十二月十二日

「 麹町区壱番町御官邸

長崎省吾様 御親展

先日は失礼申上候。さて先達而一寸御咄し申上候秋山と申教師之事、氏の親友より態々細川氏に申入候事にて其非職となりし原因も能く了解相成、却て細川氏より採用致し度旨私に相談有之、大に好都合ニ御座候。多分本日ハ本省へ表向伺ひニ相成候半と被存候間、猶此上可然御含みの程希上候。尚又過日中一方ならぬ御厚配被下候一件ハ、御蔭を以て充分御疑念晴させられ候旨にて徳大寺候より佐々木伯へ傳達有之、至急内親王御家庭御教育の方法委細取調べさし出すべき旨御さた有之、一方にハ内事課より校長へ御達しにて欧米女子教育見聞概要⁽⁷⁾要さし出すべき旨にて、此校務多忙の折柄これにも足らざる有様に有之候へ共、実ニ積極的の繁忙ハたとへ寐時を減じ候ても更にうれひとする所ニ無之、それも全く御前様の充分に私の言行御見聞の俣憚る所なく御弁誤被下候結果と深く、御礼申上候。委細御礼辞ハ其内拝顔の上にと先は取敢ず御報のミ、かしこ

十二月十二日

下田歌子拝

長崎様 御前に

「(封筒裏)

「 十二月十二日 下田歌子拝

(1) 秋山四郎 華族女学校教授 明治十九年二月〜同二十六年七月(非職)、明治二十八年十二月〜同三十九年四月(退官)
(前掲『女子学習院五十年史』名簿四十頁・四三頁。)

(2) 細川潤次郎 天保五年(一八三四)〜大正十二年(一九三三) 旧土佐藩士、華族女学校四代目校長、在任期間は明治二十六年十一月〜同三十九年四月(前掲『女子学習院五十年史』名簿四三頁)。知育偏重を批判し德育を重視した前校長西村茂樹の後を受け、体育を加えた知育・德育・体育を教育方針に掲げた。

(3) 華族女学校教授の那珂道世(学監補)と幹事の北澤正誠が争い、西村茂樹校長が双方と秋山四郎を免職にした事件。

加藤靖子「華族女学校をめぐる政治―華族女学校の学習院への併合と下田歌子の辞任を中心に―」『大学史研究』第二十八号 大学史研究会 二〇一九年、一〇七〜八頁参照。
(4) 明治二十八年の再任用のことと思われる。

(5) 徳大寺実則 天保十年(一八三九)〜大正八年(一九一九)

(封筒表)

堂上公家（精華家）維新前は尊攘派として活動した。明治天皇の側近として崩御まで侍従長の職にあり、宮内卿、内大臣なども務めた。

(6) 佐々木高行 天保元年（一八三〇）～明治四十三年（一九一〇）旧土佐藩士、明治十八年宮中顧問官、同二十一年枢密顧問官となり明治天皇の信任を得た。東宮明宮の教育主任、皇女養育主任として奉仕する中で、下田の手腕を高く評価し、後ろ盾となつて下田の欧米教育視察や皇女教育の御用掛を後押しし、相談役として深く関わつた。

(7) 実践女子大学・実践女子短期大学図書館下田歌子関係資料（以下下田資料）には、明治二十九年に記された内親王殿下御家庭教育案の自筆草稿（〇〇四六）があり、内題は「内親王殿下御家庭教育に關し、常宮殿下御養育主任、従二位伯爵佐々木高行殿よりの、下問に対するの鄙見」とあるところから、書簡の要請に対して出された調書の草稿の可能性が高い。

(8) 内事課からの通達に対して書かれたものであるかは確認できないが、下田資料には明治二十九年に記したと推測される「欧米二州女子教育実況概要」自筆草稿断片（〇〇九七）、「英仏独伊澳白瑞米女子教育の概要」自筆草稿（〇〇九八）がある。

5 明治二十八年十二月十七日

過日來かねて御厚配を仰ぎ候事ハ却て容易にはこび候ものと相ミえ、秋山元教授^①にハ明日本校より御用召ニ有之候。然る所之に連伴して校長改めて口を開かれ候にハ、私事学監奉職後滿十年間吏^②に昇進無之二付、本年ハ其事本省へ上申致し置たるに、あとのからすが先きに立ちて君ハ未だ也との事ニ御座候。却て校長より上達無之うちらバ、本校掛官も氣附不申何事も無之候へ共、既に其事ニ至り候て萬一にも却下さるゝが如き事有之候ては不面目此上なき事。過日も一寸御礼を筆して申上候通り、既に其筋の御疑團も晴れ候由の今日、校務多忙の折から眠食を忘れ夜を更して彼件も取調べ居候やうの義ニ候故、何卒御前様の御厚配を以て私が本校に對し不面目の結果無之様、御取計らひ候御大之助の程希上候。何も其内拝顔ニと、匆々かしこ

十二月十七日

下田歌子拜

長崎様 御もとへ

二白、前後ながら御序ニ御奥様へも可然御鶴声の程希上候

（封筒表）

「 麹町区壱番町御官邸

長崎省吾様 御親展

〔封筒裏〕

「 × 十二月十七日

下田歌子拝

」

「 麹町区壱番町御官邸

長崎省吾様 御親展

〔封筒裏〕

「 × 十二月廿七日

下田歌子拝

」

(1) 下田書簡4注(1)に同じ。

(2) 下田歌子学監就任は明治十九年十二月。奉職後「満」十年であれば明治二十九年だが、長崎書簡6注(1)に示すように、『かざしの桜』明治二十八年十二月二十三日条掲載の下田の書簡に満十年昇進の話が出ており、且つ秋山の就職(明治二十八年十二月)前なので明治二十八年と思われる。

6 明治二十八年十二月二十七日

前畧、今朝ハ存じよらず増俸⁽¹⁾の栄を得有難く種々一方ならぬ御厚配の程浅からず御礼申上、尚明日か明後日のうち参館の上萬縷可申上候。さて過日御咄しの事ハ佐伯⁽²⁾に懇談大いに好都合の咄しニ有之、成否ハ豫期仕り難く候へ共、先々心ひそかに相楽しみ居候。先は百事拝顔の上と、匆々かしこ

〔封筒表〕

(1) 安在邦夫・望月雅士編『佐佐木高行日記―かざしの桜―北

泉社 二〇〇三年の明治二十八年十二月二十三日条に十二月二十八日付の下田から佐々木高行への書簡が掲載されており、そこに「尚本日存じよらず増俸(壹ケ年貳百円)相成り」とあるので、書簡は明治二十八年のもの。(相成り、且校長には昇等之事に致し度と心配致し候へ共、何分満十ヶ年之快倫の昇等は内規にもれ出来ざるとの事に有之、百事御懇切に御心配被下候まま、取敢ず右御明耳申上候)

(2) 下田書簡4注(6)に同じ。

7 明治二十九年十二月九日

前畧御ゆるし被下候。さてハ御賢知被遊候らん昨日新聞の昏上に出候愚弟の一件、たゞく夢に會見る心地致し、かくも不肖ながら、国家の為とのミいたづき罷候近親中に、かゝる者を出し候てハと遺憾憤慨の餘、今更ニ御前様の如き御知己に對し奉り候ても今更拝顔を待候面目も無之心地

致し候て、餘り短慮なりしかも難計候へ共、昨日今日、佐々木伯細川校長⁽⁴⁾に退身の決意書状を以て申出候所、御両所ともにも格も同一轍に出たる如く懇々との御説諭、決して更ニく顧慮心配無く候、従前の通相勤め候様ニとの御諭しニ付、此場ニ臨ミ強て我意も張りかね候次第、かく決心をひるがへし候以上は一應右始末も御耳に入れ置候度、いつにてもよろしく御閑暇のをり御一報戴き度、右御ねがひかたぐ取敢ず申上候。尚拜晤の上大臣閣下⁽⁵⁾にも一通りハ御咄し申上置度、これ亦可然御含ミの程希上候、何もく早々かしこ

十二月九日 夜認

下田歌子拝

長崎様 御前に

(封筒裏)

「長崎省吾様 必御親展

(封筒裏)

「十二月九日

下田歌子拝

(1) 本文内容による。

(2) 明治二十九年十二月八日各紙には、下田歌子の弟の關係す

る詐欺事件についての報道が出ている(例えば東京朝日新聞「大詐偽の発覚」)ことから、この書簡は明治二十九年。

(3) 下田書簡4注(6)に同じ。

(4) 下田書簡4注(2)に同じ。

(5) 下田書簡1注(2)に同じ。

8 明治二十九年⁽¹⁾十二月十六日

前畧御ゆるし被下度候、さて過日ハいつもながら実に御懇篤なる御慰諭に預り、御厚情の程浅からず御禮申上候。早速拜趨御礼も申上、顛末も御咄し申上度と存ながら、此御多忙中いやな事を申上候も心無く、且ハ自らも憤懣慷慨の爲更に寢食をあんぜざる今日、何分心もす、み不申候間、今一週間か十日も立ち候ハゞ、ともかくも整理相つき候事と被存候間、其後に於て御礼の爲參上仕度と存居候。さて、かく愚弟豫審中にて、更に死人口無しと申候様なる有様、一向私承知仕らざる負債続々出て来たり申候。右ハ本件発覚せんとする砌り、刑に觸るゝが如き事丈を防ぎ度と存候て、負擔致し候ものハもとより承知の事ニ有之候へ共、餘ハ決して存じ不申、右ニ付至急の調査整理を要し候事にて、既ニ親戚等協議着手中ニ御座候(勿論確實なる弁護士など入れ候て)。右之次第故、彼等悪漢ハいかなる運動をなし

て千萬一にも俸給さし押へ等を本省大臣宛などにてさし出し候やも難計候へ共、最早私方にハそれく準備中故、若し右様の事も候ハゞ、何卒之御前様御含みを以て早速学校迄御通知被下度、誠に目下災害並び至ると申様の境遇ニ候も、不肖何等の徳ありてか、私家事にたづさハリ居候人々、非常之熱心尽力罷在候間、必ず好果を得候事と此点ハ相信じ居候。神ハ国家の為ニ事あらんとする人の為にハ千百の患難を下すものとの金言、或ひハ私不肖を慰むるの談なるかと迄被存候、御賢察被下度候。右あらくの所は御含候迄ニ、大臣閣下へも書状さし出し置可申二付、左様御承知被下度候、何もく御礼御願ひ用のミ、匆々かしこ

十二月十六日

下田歌子拝

長崎様 御前に

(封筒表)

「 麹町区壱番町御官邸

長崎省吾様 乞御親展

(封筒裏)

「 十二月十六日 下田歌子拝

(1) 下田書簡7注(2)に同じ。
(2) 下田書簡1注(2)に同じ。

9 明治三十年六月十一日

其後は存じながら意外の御無音のミ、御許し被下度候。さやう二候へば、西京駐輦も意外に御長く成参らせられ候。定めて御不自由の御義ニ被為在候半と山々御察し申上候。さては今般、松方総理御地へ御出相成候ふ二付、佐伯より加賀美氏の事御依頼ニ相成候よしにて、尚又何卒私より極内々御前様迄、若し総理右之件御尋ね二候ハゞ、是までの情況御咄し被下やう御ねがひ申上くれよと伯夫人より御依頼、且ねがはくバ、私よりも総理へも直接申上置くれよとの御事故、一寸罷出候へ共、何分非常の御多端にて拝顔を得ず候ひき。右之次第何卒く可然御含ミの上、御問ひの節ハ視費之御取なしのやう只管懇願奉り候。承細ハいづれ御帰京の上ニと、御無さたの御詫びかたぐ右一重二御ねがひ申上候、草々かしこ

六月十一日

長崎秘書官様 御前に 下田歌子拝

(封筒裏)

10 明治三十年十月十三日

「京都府下 行在所ニテ

長崎宮内秘書官殿 乞御親展

回答漏

(封筒裏)

(封筒表)

「麹町区沓番町御官邸

長崎省吾様 御親展

「

下田歌子 (鉛筆書き)

」

(封筒裏)

下田歌子拜

六月十一日

十月十三日

(1) 消印による。

(2) 長崎省吾は宮内省秘書官の役職として明治三十年四月十三

日付で京都市幸行啓供奉を申し付けられている(前掲『長

崎省吾関係文書』四三八―四)。

(3) 松方正義 天保六年(一八三五)〜大正十三年(一九二四)

旧薩摩藩士、明治維新後、特に財政関係の役職を歴任し、

紙幣整理に手腕を發揮した。大藏卿、大藏大臣として在職、

総理在職は明治二十四年(一九九二)五月六日〜同二十五

年(一九九二)八月八日、明治二十九年(一九九六)九月

十八日〜同三十一年(一九九八)一月十二日。

(4) 下田書簡4注(6)に同じ。

※本文は履歴書のみで、近藤嘉三のもの。履歴書の翻字は

省略。

近藤嘉三 華族女学校 国文科授業嘱託 明治三十三年

九月〜同三十四年四月(前掲『女子学習院五十年史』名

簿四二頁)。

11 明治三十五年十二月六日

やうく寒さ相加はり候へ共、弥御清祥の御義御喜び申上

候。扱昨日ハ高輪御殿御学問所開候に付御慰勞もあらせら

れ候て、結構なる紀念品賜ハリ何とも恐縮有難がり候。尚

又加賀美夫人より咄し有之候、英国皇室女官某よりおくら

れ候女子教育ニ関する書き物、暫時借用仕度右御ねがひ申

上候。何もく、拜芝の上巨細相^③可申と、匆々かしこ

十二月六日

長崎御用掛様 御もと

下田歌子

〔封筒表〕

「 回答漏

調度局長長崎省吾殿 御親展

」

〔封筒裏〕

「 十二月六日

下田歌子 (鉛筆書き)

」

(1) 前掲『かざしの桜』明治三十五年十二月五日条に御学問所開きがあったことが書かれており、十二月六日付のこの書簡では「昨日高輪御殿御学問所開」と書かれていることから、この書簡は明治三十五年のもの。

(2) 加賀美繁子 安政五年(一八五八) 佐々木高行二女、加賀美光賢夫人、明治二十二年常宮昌子内親王殿下御養育の任にあたり、翌二十三年更に周宮房子内親王殿下御養育掛となる。『人事興信録 第4版』人事興信所 一九一五年 十六頁参照。

(3) 長崎は明治三十年十二月二十八日付で常宮周宮御用掛を仰付られている(前掲『長崎省吾関係文書』四三八―九「辞令(常宮周宮御用掛被仰付)」)。

(4) 長崎は明治三十年九月十六日に調度局長を兼任し(前掲『長崎省吾関係文書』四三八―五)、明治三十五年十二月二十七日付辞令にも調度局長の役職名が確認できる(前掲『長崎省吾関係書簡』二九四)。

12 年不詳 一月二日

先日來種々御厚配相願ひ何とも恐れ入候。即ち本日書面さし出させ候間、可然御指揮之程希ひ上候。猶文面其他に都合之所有之候ハ、何卒直ちに御直しの上御返却被下候やう御ねがひ申上候。私も亡夫家の事にて無據義務の急用出来致し、墓参として急に十日間許り御暇願ひ田舎へ参り候ま、帰京次第猶伺ひ御礼可申上候。何もく、匆々御願ひのみ、かしこ

一月二日

下田歌子拝

長崎様 御まへに

〔封筒表〕

「 長崎秘書官殿 乞親展

」

(封筒裏)

「× 一月二日 下田歌子拝」

(1) 下田猛雄 嘉永元年(一八四八)～明治十七年(一八八四)

旧丸亀藩士、大垣藩田宮流の島村勇雄に、また大阪で鏡新明智流の桃井春蔵に入門し剣術修行する。明治十二年(あるいは十三年)岩村藩士平尾録藏の娘銚(のち歌子)と結婚する。明治十七年患っていた胃病により死去する。現在の東京都港区南麻布にある慈眼山光林寺に埋葬された。

(2) 「亡夫の家の事にて」「墓参として」「田舎へ参り」とあるが、誰の墓参なのか、田舎が何処を意味するのか明らかでない。

(3) 長崎の秘書官在任期間は明治二十年から同四十一年である

(前掲『長崎省吾関係文書』四三三―四四八)「辞令(兼任 宮内大臣秘書官)」明治二十年四月十五日、同四六九―五「辞令(依願免宮内大臣秘書官)」明治四十一年六月二十三日。

13 年不詳 一月廿八日

其後は意外の御無音有之御ゆるし被下候。弥御揃ひ被遊御清福の段、御めて度御喜び申上候。さてはいつも勝手の時許りにて恐れ入候へ共、かねて御願ひ申上候置候やしきの事にて、明早朝一寸参館可致二付、何卒暫時御面晤御ゆる

し被下候。昨日一寸大臣様へも申上候へ共、猶委細ハ御前様へ相願ひ可申と申入置候ま、左様御含みの程希ひ上候。

此品餘り輕少にて恥入候へ共、使ひのしるし込に御覽二入候。前後ながら御序のよし、御奥様へも可然御鶴声の程御ねがひ申上候、匆々かしこ

一月廿八日

下田歌子拝

長崎省吾様 御まへに

(封筒表)

「長崎省吾様 御まへに」

(封筒裏)

「× 一月廿八日 下田歌子拝」

14 年不詳 二月二十三日

先刻は御邪魔申上候。今に始めぬ御事二候へ共、御懇情の逐一心魂に轍し感佩仕り候。なほ此上ハ忍び得らる、限りハ忍耐仕り、出来得べきだけ滑らかに談話をも注意致し、君の御為たるべく考究可仕、尔来相替らず御助言の程只管希上候。末筆ながら御奥様へもよろしく御鶴声ねがひ

上候。尚又種々の相願ひ恐れ入候へ共、先年皇后陛下より洋服御採用の御意なる書〔1〕附出候（各大臣夫人等へ御内達ありしもの）年月ハ何年何月ニ候ひしや。無據人よりとハれ至急答へを要し候へ共、多分十八年若しくハ十九年かとのミ存居、判然覚之不申、萬一御手許にて御わかり相成候ハゞ、一寸御しらせ戴き度、何もく御めんだうの義宜しく御ねがひ申上候、早々かしこ

二月廿三日

長崎省吾様 御前に

下田歌子拝

（封筒表）

「長崎省吾様 御親展

」

（封筒裏）

「二月廿三日

下田歌子拝

」

（1）書簡中の「先年皇后陛下より洋服御採用の御意なる書」は

明治二十年一月十七日「婦女服制のことに付て皇后陛下下思

食書」（国会図書館憲政資料室所蔵『井上馨関係文書』

七〇七「帝室関係」第八十九冊コマ二四七）。

15 年不詳二月二十三日

何時もながら御懇状の逐一千歳一週知己の恩、たゞく感泣の外無之候。何卒御来意の如く校へ参り候様御取計らひの程呉々ねんじ上候。且又餘りニ其交渉御手数數ニ候ハゞ、何人にて代理として御受取遊バシ被下、更ニ私宛にても會計書記（清水）宛にても学校へ御遣ハシ被下候てもよろしく、代理弁護士の言によれば、多分ハ本日中或ひハ遅くも来週間にハ委望片づき候事のよし故、最早俸給配当などの事ニ迄至らぬ先きに相済可申との事、幸ひニ御休神何卒それく可然御取なしの程伏て希上奉り候。なほ今よりハ一層公事と斯道とに竭忠の覚悟、何分御賢察被下度候。餘ハ其内拝顔の上と、匆々かしこ

二月廿三日

下田歌子拝

長崎様 御前ニ

（封筒表）

「長崎秘書官殿 必親展拝復

」

（封筒裏）

「二月廿三日

下田歌子拝

(1) 清水一貫 華族女学校会計書記。明治十八年九月、同三十九年四月在職(前掲『女子学習院五十年史』名簿四四頁)。

16 年不詳四月一日

其後はいかゞ渡らせられ候や。やうく、両宮殿下にも還御相成、私も帰京致し候。さてハ極々内々との御事に候へども、昨日清岡伏見宮別當相見え、禎子女子殿下^{ママ}御教育の事二つき種々御相談有之候。これハ将来の為極めて御大切の御事と存上候ま、何卒御前様に篤と御相談申上、御高察をも伺ひ候上にて判然の御返事意見も申上度と存、ほんやりと御答へ申上置候。誠ニ御多忙中何とも恐れ入候へども、私事ハ今五六日間ハ朝の間ハいとま無く候間、午後御退出後に参邸希上度、但し来二日六日の兩日一無據さしつかへ、其後ハいかやうともさしくり候間、何卒御都合の御日時一寸御示し戴き度、先は御ねがひのミ、草々かしこ

四月一日

(追而書)

二白、乍憚様御奥様へも御序ニよろしく御鶴聲の程希上候

下田歌子拝

長崎様 御前ニ

(封筒裏)

「魏町 御官邸

長崎省吾様 御親展

(封筒裏)

「メ 四月一日 下田歌子拝

(1) 明治二十九年一月二十八日に両宮小田原避寒の記事があるが、帰京は不明。

(2) 清岡公張 天保十二年(一八四一)〜明治三十四年

(二九〇一)、伏見宮別當を務めたのは明治二十七年

(一八九四)からである(官報第三二五五号(明治二十七年

五月九日))。

(3) 「禎子女子殿下御教育」とあり、皇太子妃教育か。そうであれば高等小学科卒業が明治二十九年、皇太子妃が九条節子に変更になるのが明治三十二年なのでその間のことと考えられる。

17 年不詳五月五日

舌代

此間は失礼申上候。さてハ本日青山御所⁽¹⁾及宮城へまゐり候服、御達しにハ単ニ通常服とのミ御座候ふが、やはり裾短

かきウキヂツチングドレス所帯帽にて宜しくや、又ハ裾少し長き方可然や。御用多の所甚だ恐れ入候へ共、一寸御口上にて右御もらしのほど希上候、早々かしこ

五月五日朝

下田歌子

長崎様 御前に

(封筒表)

「長崎式部官様 御前に

」

(封筒裏)

「メ 五月五日朝 下田歌子

」

(1) 明治五年から英照皇太后(天保五年十二月十三日)明治三十年一月十一日)の御所となり青山御所と称した。

(2) ヴイジティング・ドレス (Visiting Dress) と思われる。

ヴイジティング・ドレスとは、儀式用の服ではなく、行啓や宮中の観桜会や観菊会、天皇、皇后に拝謁する際に着用した。通常礼服(ローブ・モンタント)と同じく襟のつまつた長袖のワンピースで、後ろに曳く裾は通常礼服よりやや短い。(久保房子『宮廷衣裳』毎日新聞社 昭和五十二年 二七五〜二七六頁、二七九頁・植木淑子解説『明治・大正・

昭和前期の宮廷服』二〇一三年 四〇頁、六十二頁参照)

(3) 長崎の式部官在任は(前掲『長崎省吾関係文書』四三三―

三七「辞令(任式部官)」明治十七年十月三日、同四七一

―七「辞令(兼任別当 叙高等官二等)」明治四十三年

十二月十日、同七四七―三「辞令(免式部官別当)」大正

三年六月二十七日から推測して明治十七年から大正三年と

思われる。

18 年不詳五月二十五日

敬承、此夕明朝とも御さしつかへのよし致し方無く、然るに少し取り急ぎ拝晤を得度候間、明日午後は何時頃御さしくり相協ひ可申や。電話にてよろしく明午前の内に御報被下度、右をりかへし御願ひ申上候、匆々かしこ

五月廿五日

下田歌子拝

長崎省吾様 御前に

(追而書)

尚々宮内大臣御夫婦様にハ那地へ御出発何時頃御帰京ニ被為在候や。御序ニ御聞かせ戴き度ねがひ上候。かへすく

も御多忙中御めいわくの段御海容被下度候

(封筒表)

「長崎省吾様 御親展拝復

(封筒裏)

「✓

五月廿五日

下田歌子拝

」

(1) 下田書簡1注 (2) に同じ。

19 年不詳五月二十五日

先夜は病瘵中甚だ失礼致し候。さては其件ニ付内々貴意相伺ひ度、且愚見も申上置度義有之候間、実ハ風邪もまだ快然にハ至らず候へ共、幸ひ熱はとれ助り候ま、(本日ハ出勤致し候故)、何時にても御都合の節拝趨可致何卒日時一寸御示し被下度、右匆々申上候、かしこ

五月廿五日

下田歌子拝

長崎省吾様 御前に

(封筒表)

「長崎省吾様 御前に

(封筒裏)

「✓ 五月廿五日

下田歌子拝

20 年不詳七月三十一日

先日は久々にて御高話承り平素の鬱積を散じ、殊ニ結構なる御国風の御料理大戴き仕り候。何卒御奥様へもよろしく御礼御申上の程希上候。尚又彼の無鉛白粉⁽¹⁾の義、技師が多年の苦心にて製造致し候旨、右は醫學及び教育社會の一間題と相成、是非鉛毒を嚴禁致さねバ相成らずと騒ぎ居るやさき故、製造者の志しを嘉し、過日序を以て皇后陛下ニも傳献仕り、女房がたへもさし上候所大御満足ニ御座候。然る所、製造人渋谷と申す者、陛下御手許へ傳献の旨他へ申し候てもさしつかへ無きやとの事、外の御ところと違ひ一存にては心配故、其事ニ就き一寸思召伺ひ上候。私參上致し度ながら⁽²⁾日出発の砌にのぞみ致し方なく候間、無據同人さし出だし候。たゞ一言可否御申聞け被下候ハ幸甚に御座候。折角大暑御いとひのやうねんじ上候、

七月卅一日

下田歌子

かしこ

長崎様

御前に

(封筒表)

「長崎省吾様 御親展

「 洪谷氏持参

(封筒裏)

「 七月卅一日 下田歌子

(1) 鉛を使用しない白粉(おしろい)。江戸時代から使用されていた鉛白粉による慢性鉛中毒が明治二十年代に社会問題となった。明治三十三年の皇太子(大正天皇)御成婚にあたって献上されたことが商品名の由来となった「御園白粉」は明治三十七年に販売が始まるが、書簡にある「洪谷」という人物との関係は不明である。

21 年不詳九月十日

昨日は失礼致し候。扱は九条家御家庭御教育の件にて至急拝晤を得度候間、誠に御邪魔ながら、本日午前八時前後より午後三時頃迄ならば何時なりともささくり罷在可申候

俣、御都合の節を一寸御報被下度右のミ、匆々かしこ

九月十日朝

長崎省吾様 御前に

(追而書)

尚々此内ながら、御奥様にハ御安産被遊候よし、御愛たく御喜び申上候

(封筒表)

「 壱番町御官邸

「 長崎様 御前に

(封筒裏)

「 九月十日朝 下田歌子拝

(1) 書簡中に「九条家御家庭御教育」とあり、九条節子は明治三十二年華族女学校を退学、九条家の御学問所にて修学(前掲『女子学習院五十年史』五十八頁)しているが御家庭教育はこのことと思われる。

前掲『佐佐木高行日記―かざしの桜』明治三十二年八月九日条に「下田云、(略) 過日風と九条家の中川来り云、此

度云々に付是より学校へ御通学は止め御家庭教育に致し候間、担当致し呉れ度との事にて初めて拝承せり」とある。『佐佐木高行日記―かざしの桜』には、明治三十二年八月三十一日に皇太子明宮の皇太子妃に九条節子が内定したとある。

(2) 長崎省吾四女真佐子が明治三十二年八月生まれ(『人事興信録』人事興信所、明治三十六年四月、六〇六頁)なので、この書簡は明治三十二年のもの可能性が高い。

22 年不詳九月十三日

昨朝ハ態々御搬び戴き有難く御厚礼申上候。扱ハ別帑御時間割⁽¹⁾新旧ともに綴りこみさし上候間、なにとぞ大臣閣下⁽²⁾へ可然御申なしの程希上候。これにて御さしつかへ無之バ、御さた次第直ちに時間の配当及び各教師ニ内達可致、右早々専用のミ、かしこ

九月十三日

長崎様 御前に

下田歌子拝

(封筒表)

「長崎省吾様 御親展

(封筒裏)

「×

九月十三日

下田歌子拝

(1) 下田書簡2注(1)と同じと思われる。下田資料「両宮様御教育御学科」(〇〇五五)に「時間割付」とあり、書簡中の「時間割」は内親王用の可能性がある。その場合、書簡は明治二十九年のものとも考えられる。

(2) 書簡の差出年が明治二十四年から二十九年であれば、長崎は宮内大臣秘書官の職にあり、「大臣閣下」は土方久元宮内大臣と考えられる。

23 年不詳九月二十五日

其後は意外之御無さた申上候。さてハ先達而御約束申上候和書々目申上候事、甚だ延引致し何共申訳なく恐れ入候。別に封入御おくり申上候間、御落手被下度候。なほ拝顔の上申尽し度義有之候間、若し御さしつかへ無之候ハゞ、明朝八時前参館仕度、右御不都合にあらせられず候ハゞ、別段御返事にハ及び不申候。先は専要のミ、匆々かしこ

九月廿五日

下田歌子拝

長崎省吾様 御前に

(封筒表)

「 麹町区壹番町官邸

長崎省吾様 御親展

書籍目録入

(封筒裏)

「 九月廿五日

下田歌子拝

長崎省吾書簡 下田歌子宛 (実践女子大学・実践女子大学短期大学部図書館所蔵)

1 明治二十七年十一月二十日 (二〇六五)

拝晤、帰朝早々廣島大本營等へ出張方、御無沙汰申上候故、平二御容赦御願候。両度之懇書難有拝承仕候。御方様御目の之次第并目下之御境遇等、委曲佐々木并高崎両氏へ申入置候、大臣に英国ノ有様御話申置候。就而は此後ノ延期願并ニ學資金不足方は、至急佐々木高崎両氏宛并土方宮内大臣宛 (此分誰が見テモ差支無之様御後言の為申上置候)、至急御差出相成候ハ、好都合と相考申候。小生ニ於テは、

出来丈精々盡力ニ仕候。取込中要用ノミ、草々敬具

十一月二十日

省吾

下田先生 梧下

追而、伊藤伯⁵へは不相変御見込之次第等御書通相成候ハ、猶諸事徹底し御都合上奉致候。呉夫人⁶へは、此度別段行届不申候ニ付、宜敷御方様より御申入置被下度奉願候也。

- (1) 大本營は戦時において、天皇の下に置かれる最高統帥部であり、「一八九三(明治二十六)年五月に制定された戦時大本營条例に基づき、一八九四年六月に東京の参謀本部内に設置された」(国立公文書館アジア歴史資料センターHP)「大本營陸軍部(日清戦争)」<https://www.jacar.go.jp/glossary/term4/0010-0060-0010.html> 令和四年六月二十六日閲覧参照)。同年九月十五日、天皇の広島移転に伴い、広島大本營が設置された(広島県庁編「広島臨戦地日誌」志熊直人 一八九九年 一頁)。
- (2) 下田書簡4注(6)に同じ。
- (3) 高崎正風 天保七年(一八三六)〜明治四十五年(一九一二) 旧薩摩藩士、歌人、明治四年(一八七二) 明治政府に出任し、同二十二年に宮中顧問官、同二十八年に枢密院顧問官を歴

任、明治二十一年から同四十五年まで宮中御歌所長を務める。下田の歌の師の一人であり、宮中出仕を推挙するなど、下田の後ろ盾となり、深い関わりを持った。

(4) 下田書簡1注(2)に同じ。

(5) 伊藤博文 天保十二年(一八四一)～明治四十二年(一九〇九) 父が萩藩の下級藩士の養子となり、以来伊藤姓を名乗る。吉田松陰の松下村塾に学び、明治四年岩倉遣外使節団に参加する。大日本帝国憲法制定に尽力し、明治政府の初代内閣総理大臣に就任以降合わせて首相を四度、枢密院議長、貴族院議長等歴任する。下田の宮中出仕時代から親交を持ち、下田が手掛けた最初の女子教育となる下田学校(後の桃天学校)の開設を要請し、その後の華族女子学校創設にも下田を起用した。

(6) 呉夫人(=ゴルドン夫人) Elizabeth Anna Gordon 一八五一～一九二五 英国マンチェスター生まれ。比較宗教学者で来日経験もある親日家であり、日本人留学生へも多くの援助をした。また、ヴィクトリア女王の女官も勤めた。下田が渡欧した際、特に拠点としたイギリスにおいてはゴルドン夫人をはじめとする上流夫人達の知遇を得て、イギリスの上流階級の家家庭教育や学校教育、学校制度などの実態を見聞し、また、同夫人の援助によりヴィクトリア女王への謁見を果たすなど、下田の欧米教育視察の成果に大きく貢

献した人物である。後年日本に在住し、早稲田大学ゴルドン文庫の創設、日比谷図書館に日英文庫、高野山にゴルドン文庫を残したことも知られる。『実践女子学園一〇〇年史』学校法人実践女子学園 二〇〇一年 四十頁参照

2 明治二十七年十二月十五日 (二〇六七)

拜晤、追々寒冷ニ相向候處、愈々以テ御清福御勤學之段奉大賀候。過日受渡書面を以テ申上置候、帰朝早々廣島大本營へ出張等ニテ、日々諸用ニ取紛乍思書状差上候事モ延引仕候段は平ニ御容赦被下候様偏ニ奉願候。先般ロンドン滞在中ハ御懇情を蒙り奉深謝候。其折御囑托ノ件ハ、逐一陳述仕置候ノミナラズ、其運ノ方法ニ於テも熟慮ニ熟慮を盡クシ着手仕置候。第一ニは學費ノ補充を送附ノ事、此議ニ付テハ、此間高崎別當廣島へ出張ニ付、其持出方之儀ニ付、委曲協議を盡クシ置候處、同所ニ於テ宮内大臣へ相談被致、猶齋藤秘書官^③へ、小生ノ意見御相談被下候處、内定之有之候由ニ御座候。追々クリストマスニも接近候ニ付、御心許如何と心ニ思考シ甚相急き候次第二御座候。如何セン東京ト廣島ト相隔タリ居候、旁思程ニ急速ニ運兼候段は頗ル遺憾ニ御座候。両三日ノ内、猶佐々木伯ニ面會ノ積ニ御座候間、其折は前条補充金ノ件ハ勿論官名之處も御相談ニ仕心

得ニ御座候。○御方様より延期願ノ理由并小生親ク目撃ノ次第等ハ、夫々へ委曲陳述仕置候ニ付、何ニも能ク御承知ニ有之候。右ニ付御帰朝迄ノ費用大概ノ御見込ハ、無御遠慮土方宮内大臣并佐々木伯及高崎男迄御報被下度、左スレハ猶取扱上ニ於テ都合宜敷様ニ被相考候。○看護婦ノ件ニ付テハ、早速高木氏⁽⁴⁾へ相談仕奉候共、目下ノ處見込無之、乍遺憾御断申上呉候様トノ事ニ御座候。只今戰時中、何ニもかも軍事ノミ心も引キ居候次第第二御座候。併シ看護婦ノ如キハ、赤十字社病院等ニ於テ如何と相心得、一應は其向へ相話候得共、今ニ確タル返辞モ無之候。右様御承知之上、不悪様ゴ夫人⁽⁵⁾へは御申上置被下度奉願候。小生次男、米國桑港出發前死去候由ニテ帰宅ノ上初メテ承リ、実ニ残念哀悼ノ情ニ堪ず候。荊妻より御方様へ宜敷申上呉候様承リ候。右不取敢得貴意へく候、草々敬具

十二月十五日

省吾

下田歌子様 梧下

乱筆不文之處御判読被下度候

(追而書)

尚々、別封は高木氏遠ニ被差上度候處、御住所不分明ニ付小生より差上呉候様囑托ニ付、爰ニ封入差上候間、御落手被下度候。

拜晤、別封相認置候處、十月下旬御差出之御書面、只今土方宮内大臣方より相届、難有拜誦候處、愈々以テ御清祥被為入御座候奉敬賀候。此頃はゴ夫人ノ紹介ニ依リ、好キ英國ノホームニ四五日宛ニ御泊掛ニ御出向ノ由、何より結構ノ事ト奉存候。抑英國ノホーム・ライフハ、智徳體三育ノ基礎トモ可申家庭ノ教育具備シタルモノト被相考申候。篤ト御熟覽ノ上、御習熟(此ノ語御免シ被下度) happy homelifeノ習俗を御土産トシテ御持帰被下候様奉願候。其他御書中ノ件は、已ニ別封ニ相認置候間、右ニテ御承知被下奉願候。右不取敢御答迄、草々敬具

十二月十五日

省吾

下田歌子様 侍女中

(封筒表)

「 via America

Madame Urako Shimoda

No. 19 Pelham Place ⁽⁹⁾

London England

(封筒頭)

「 英國龍動在留下田歌子氏行 」

中封筒

(封筒表)

「 在英國ロンドン

下田歌子様

親展急

(封筒裏)

「 壱番町貳番地

長崎省吾」

(1) 長崎は明治二十六年八月四日から同二十七年九月二十六日まで小松宮依仁親王の欧米巡遊に小松宮家令として随行している。国立国会図書館所蔵長崎省吾関係資料「欧米巡回日誌 明治二十六年八月四日～二十七年九月二十六日」(請求記号三五―一六、一七)によれば、同二十七年六月のイギリス滞在期間中に下田と数回にわたり面会し、下田の欧米教育視察についても談話している。書簡の「其折御囑託ノ件」はこの面談において下田が依頼したことを受けていると推測される。また、同日誌にはゴルドン夫人の饗応を受け、夫人の知人と面会するなど交流を持ったことも記されている。

(2) 長崎書簡1注(3)に同じ。宮中顧問官であった高崎は小

松宮別當、北白川別當を兼務していたことから、高崎別當と記したと考えられる(彦根正三編「改正官員録 明治二十六年甲三月」博公書院 明治十七～二十六年)。

(3) 斎藤桃太郎 宮内大臣秘書官(前掲「改正官員録」注(2)に同じ)。

(4) 高木兼寛 嘉永二年(一八四九)～大正九年(一九二〇) 旧薩摩藩士 海軍軍医総鑑。

(5) 長崎書簡1注(6)に同じ。

(6) 下田のロンドンでの寄留先は、61 Princes Gateのゴルドン夫人宅から19 Pelham Placeに移転したが、大関啓子「The "Hill Difficulty" - Women's Higher Education in England」(実践女子大学文学部紀要 第三十五集 一九九三年)で明らかにされている。移転先についても、大関啓子「61 Princes Gate と 19 Pelham Place—下田歌子ロンドン仮住居—」(実践女子大学文学部紀要 第五十六集 二〇一四年)に詳しいが、この書簡の日付から、遅くとも明治二十七年十二月十五日には移転していたことが確認できる。

3 明治二十七年十二月二十九日 (二〇六六)

拝晤、本年も最早餘日無之実ニ光陰如箭、何時ノ間ニか

二十八年之春を迎候事ニ相成候。陳は兼而御依囑之件、都合能進行中ニ御座候。御留學延期は、此間の前より更ニ六月ト伺濟ニ相成、之ニ随伴スル御留學費の議は充分困難ト相考、依テ之ニ順應スル方針ト説明等考究ノ上、佐々木伯高崎男等へ委曲御話申上候。末微力を振ひ、彼是心配仕居候處、此間表面大臣より、御方様御留學費見込を附ケ差出候様命令有之候ニ付取調候トノ事ニ有之、直ニ取調豫定金額ニは、相場之劇變ト、海外在留者は内地より想像ノ及ハザル所ニ存外入費等有之候之ニ詳細ニ相述ベ、已ニ本省中は夫々檢印も相濟みて、目下廣島大本營へ伺中ニ付、不日相濟候事と奉存候。右等相運候上は、先ツ龍動ニ於テ御依囑ノ件は一ト通終結仕候事と奉存候。此外相應之御用も御座候ハゞ、無御遠慮御申越被下度、小生ニ於テ出来丈は忠実ニ、如何様トモ御盡力ニ仕候。尤御方様ノ件ニ付而は、土方宮内大臣佐々木伯高崎男等、深切ニ懇篤ニ御盡力相成候ニ付、御序ニ御礼状御上ケ置被下度奉願候。爰ニ歳末ノ祝詞ト新年ノ賀詞を兼ネ併セテ要用ノみ申上度得貴意たく候、草々敬具

十二月二十九日

省吾

下田歌子先生 侍女中

(封筒裏)

「 英國龍動ニテ

下田歌子様 親展急

」

(封筒裏)

東京壹番町式番地

長崎省吾

」

4 明治二十八年二月八日 (二〇六八)

拜晤、御芳書落手難有拜誦候處へ、愈々以テ御清福御取調上々御勤勉之段奉敬賀候。次ニ小生モ供奉被仰付、目下廣島大本營ニ相詰居候間、□慮外御放念被下度候。陳は、書中縷々御陳述ノ趣委細拜承仕候。折角海外へ御派出相成候以上は、其目的を達スル費用無之候テハ、當初ノ御趣意ニ對シテも又御方様御一身上ニ於テ無御不都合と十二分ニ御察申上候ニ付、帰朝早々高崎男ニ委曲相合ノ上、佐々木伯も猶御協議相願ヒ、委曲本大臣へ陳辨仕候處、固より御方様ノ事ニは兼而心配いたし居レ候ニ付、直ニ同意を表セラレ候次第ニ御座候末、左様御承知被下度候。御留學一ヶ年

御猶豫ニ伴フ費用も、夫々説明を加へ、並通海外旅費より金額モ相増居候間、其亦御承知置被下度候。○御書中ニ有ル如ク、英國人家族ノ生活ハ一種特別ニシテ、則チ此ノ特種ノ生活ト薰陶ハ大英國を成スノ原因ニ有之候半カト兼々相思居候處、御方様ノ御書面ニハ Family life ノ上ニ御注意重相見得、至極御尤ニ奉存候ニ付、どふぞ充分ニ家族ノ生活ト薰陶ヲ御取調、御帰朝ノ御土産ト被成被下度、呉々も奉願候。東洋家族ノ生活ノ実況ハ、餘リ理想ノ規法ニ流レ、冷淡ニ過ル場合無之哉、再度心ノ中ニ研究一罷在候處ニ御座候。今少シ人情自然ノ發動ニ依リ、之を活用スルノ道ハ無之哉。所謂英國ニ唱エル Home Comfort, Family happiness 等ノ點トニ心を用ユル工合は無之哉、女子も男士も猶講究いたし度モノト始終考居候次第ニ御座候。○日清之件も急ニ収局を結フ形況モ無之、過日清國より當地へ購和使モ来リ候次第、資^①不充分至候ノ點より破談ト相成候。戰地ノ形況ハ威海衛陸地ノ在砲臺は已ニ占領シ、唯餘ス處ハ劉公島ニ有之候。該島ニハ支那ノ艦隊死守シテ防禦シ、數々劇戰ノ模様ニ御座候。併シ本日本中は之レも占領ノ快報ニ接スベシト皆々相待居候。其外全局ニ関シ申上度事夥多御座候得共、何分大本營中諸務ニ取紛居候、旁大略御石迄乱筆を以テ申上度、草々敬具

二月八日

省吾

下田歌子様

中封筒

(封筒表)

「英國龍動

下田歌子様 必親展

(封筒裏)

「×

廣島大本營ニ於テ

長崎省吾

(封筒裏)

「在英龍動日本公使館、依頼

下田歌子殿、必親展急

Madame Shimoda

Leave of the Japanese Legation London England

19 Pelham Place South Kensington

Immediate

(封筒裏)

「廣島大本營

長崎宮内大臣秘書官 土方大臣 □□

(1) 長崎は明治二十八年一月二十一日「齊藤宮内大臣秘書官不在中供奉被仰付」の辞令を受けている(前掲「長崎省吾関係文書」四三六一三)。

(2) 明治二十八年一月三十一日に、清国講和使節として張蔭桓と邵友濂が広島に到着するが、日本政府から全権委任状の不備が指摘され二月一日に交渉は打ち切られた。威海衛での日本軍の攻撃に対し、同十二日清国北洋艦隊が降伏し、日清戦争の勝敗が事実上決した。下田書簡1注(1)に同じ(国立公文書館アジア歴史センター「描かれた日清戦争」錦絵・年画と公文書」参照)。

5 明治二十九年二月十二日 (四四一)

拝晤、先般歐米御巡視中ノ報告⁽¹⁾謹讀仕候。僅カニケ年ノ日子を以テ歐洲立國ノ基礎ト社會發達ノ經濟遡リ、之ニ関聯スル教育云々御縷述、寔ニ敬服之外無之候。斯迄ニ歐洲社會ノ根源蘊奥御研究相成タルハ、永ニ留學ノ男士中ニも稀ニ御座候。猶委細ハ御面晤ニ譲リ、草々敬具

二月十二日 省吾

下田先生 侍女中

(1) 下田書簡4注(7)(8)参照。

謝辞

本稿の翻字作業にあたっては、実践女子学園旧職員大塚宏昌氏のご指導ご協力を賜った。また、国立国会図書館憲政資料室および実践女子大学・実践女子短期大学部図書館には資料閲覧・複写をお許しいただき、国立国会図書館憲政資料室所蔵『長崎省吾関係文書』の複写資料の使用には実践女子大学下田歌子記念女性総合研究所のご協力を賜った。関係諸氏並びに機関に心より感謝申し上げます。

(あいこう) はるみ・福生市郷土資料室職員・

実践女子大学昭和五十八年度卒業生)

(かとう) やすこ・東京大学大学院教育学研究科

特任研究員・実践女子大学平成元年度卒業生)

(たかせ) まりこ・実践女子大学短期大学教授・

実践女子大学大学院昭和六十年

修士課程修了)

(みやき) たかこ・前秋草学園短期大学教授・

実践女子大学大学院昭和五十年

修士課程修了)